

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に関する意見書

21世紀は環境の世紀と言われていています。循環型社会構築への基本的な枠組みを定めた「循環型社会形成推進基本法」が平成12年（2000年）5月に成立し、併せて「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）の制定や、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）の一部改正など5つの個別法が整備されました。

また、廃家電4品目を対象に、平成10年（1998年）に制定された「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）が、4月1日から全面施行されます。この法律によって、家庭や事業所から出された廃家電は、小売業者を通して製造業者に引き渡され、再商品化されることになりました。リサイクルを製造業者自らの責任で行うため、リサイクルしやすい製品の製造が促進され、また、収集運搬・リサイクルの主体を行政から民間に移行させたことにより、製品販売と同様に競争原理が働き、低コスト化が期待できる、というメリットが考えられる一方で、消費者が排出時に料金を支払う「後払い制」をとったため、不法投棄の増加が懸念されています。

廃棄物の発生抑制・減量化を図るためには、対象製品の製造業者等による、リデュース、リユース、リサイクルのいわゆる3Rの取り組みが必要です。家電製品については、フレームの軽量化などによる省資源化対策や、耐久性の向上、修理体制の充実による製品の長寿命化が図られなければなりません。また、製品のライフサイクル全体を踏まえ、製造業者等の責任が明確に問われるべきです。

よって千代田区議会は、政府に対し、下記事項についての措置を求めます。

記

- 1 再商品化等料金だけでなく、収集運搬料金を含めた総費用が、最

小となるよう製造業者等に対する指導を徹底すること。

2 廃家電4品目のリサイクル費用は、販売時に製品価格に内部化する「前払い制」に改めるとともに、デポジット制度を導入するなど、法の見直しに着手すること。

3 不法投棄が生じた場合の、廃家電の処理費用は、地方自治体のみの負担とせず、製造業者も応分の負担をするよう明確に位置づけること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成13年3月23日

千代田区議会議長 石渡 伸幸

経済産業大臣

宛

環境大臣